

板橋区認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

令和4年3月16日子ども家庭部長決定
一部改正 令和7年9月3日子ども家庭部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付こ成保第218号)に基づき、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付対象施設)

第2条 証明書の交付対象となる施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2第1項の規定により板橋区（以下「区」という。）への届出がされた施設（以下「施設」という。）とする。

(証明書の交付)

第3条 区は、施設に対して立入調査を実施し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付こ成保第218号)別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の別表評価基準（以下「認可外保育施設指導監督基準（国基準）」といふ。）の全項目について適合していることを確認した場合（指導事項がない場合又は指導事項が改善していることを確認した場合）に、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては別添様式1により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者等に対しては別添様式2により証明書を交付する。

(1) 指導事項がない場合

原則として立入調査結果を復命した日の翌月1日付の証明書を交付する。

(2) 指導事項がある場合

ア 指導事項の改善状況の確認により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準（国基準）の全項目について適合していることを確認した場合には、原則として確認した日の翌月1日付の証明書を交付する。

なお、確認した日とは、認可外保育施設指導監督基準（国基準）に係る指導事項の全項目について改善済みと認めた日とする。

イ 立入調査結果を復命した日から1年を経過した日の月の末日までに改善がなされなかった場合は、次回の立入調査時に基準適合状況を確認し、適合している場合に、証明書を交付する。

2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対しては、立入調査又は集団指導を実施し、認可外保育施設指導監督基準（国基準）の全項目について適合していることを確認した場合（指導事項がない場合又は指導事項が改善していることを確認した場合）に、複数の保育に従事する者を雇用しているものについては別添様式3により、複数の保育に従事する者を雇用していないものについては別添様式4により証明書を交付する。交付の時期は、前項各号を準用する。

（証明書の返還）

第4条 前条の証明書の交付を受けた者が、次の事項に該当する場合は証明書の返還を求める。

（1）施設の移転

ア　返還

証明書の交付を受けた施設が移転したことを確認したときは、別添様式5により証明書の返還を求める。ただし、以下の施設を除く。

（ア）東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福保子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）

（イ）法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、次条第1項第5号に定める立入調査により、移転後も認可外保育施設指導監督基準（国基準）を満たしていると判断できる施設

イ　証明書の有効期間

証明書の交付を受けた日から移転した日の前日まで

（2）廃止

ア　返還

証明書の交付を受けた施設が廃止したことを確認したときは、別添様式5により証明書の返還を求める。

ただし、認証保育所が設置者の変更又は類型の変更により廃止した場合を除く。

イ　証明書の有効期間

証明書の交付を受けた日から廃止した日まで

（3）立入調査等の結果に基づく返還

ア　返還

証明書の交付を受けた施設が、立入調査等により証明書交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、原則として、施設に対して求める期限までに改善状況報告がない場合又は改善状況報告はあったが指導事項の改善がなされなかった場合に、別添様式5により証明書の返還を求ることとする。

ただし、立入調査等の結果、重大な基準違反が認められた場合は、直ちに証明書の返還を求めることができる。

イ　証明書の有効期間

証明書の交付を受けた日から返還を求めた日まで

（4）証明書の返還が困難な場合

証明書の交付を受けた施設の設置者等は、紛失等の理由により証明書の返還が困難となった場合は、別添様式6により板橋区長（以下、「区長」という。）に報告しなければならない。

（証明書の再交付）

第5条 第3条の証明書の交付を受けた者が、次の事項に該当する場合は証明書の再交付を求めることができる。

（1）証明書の紛失等

証明書の交付を受けた施設の設置者等は、証明書を紛失、毀損等した場合には、別添様式7により、再交付を求めることができる。再交付を受けた後、紛失、毀損等した証明書を発見したときは、直ちに、発見した証明書を区長に返還しなければならない。

（2）施設名称の変更

証明書の交付を受けた施設が、施設名称の変更をしたことを確認した場合には、当該施設の設置者に対して証明書を再交付する。再交付を受けた施設の設置者は、変更前に交付された証明書を、直ちに区長に返還しなければならない。

（3）設置者の変更

証明書の交付を受けた施設が設置者の変更をしたことを確認した場合には、変更後の設置者に対して証明書を再交付する。再交付を受けた施設の設置者は、変更前の設置者に対する証明書を、直ちに、区長に返還しなければならない。

（4）前条第1項第1号アの（ア）又は（イ）に該当する施設の施設所在地の変更

届出により施設所在地の変更を確認した場合には、移転後の証明書を再交付する。再交付を受けた設置者は、変更前の証明書を、直ちに、区長に返還しなければならない。

なお、施設（認証保育所を除く。）が認証保育所として認証を受けた場合であって、施設所在地の変更を確認した場合も同様とする。

（5）前条第1項第1号アの（ウ）に該当する施設の施設所在地の変更

届出により施設所在地の変更を確認した場合には、速やかに立入調査を行い、引き続き認可外保育施設指導監督基準（国基準）の全項目について適合していることを確認した後に、移転後の証明書を再交付する。再交付を受けた設置者は、変更前の証明書を、直ちに、区長に返還しなければならない。

なお、立入調査の結果、証明書交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、前条第1項第3号アにより処理するものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日までに東京都が発行した「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」については板橋区が引継ぎ、返還及び再交付について、区が所掌する。
- 3 この要領を施行するために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。